

電波監視業務概要

1 混信妨害等への対応

申告を受けると電波監視システム(DEURAS)の活用や現地調査等により混信妨害を排除しています。

2 不法無線局の取締り(不法無線局:免許を受けないで使用している無線局)

① 車両に設置された不法無線局

警察署の協力を得て不法無線局の搭載が疑われる走行車両に停止を求め、必要な調査を行い、不法無線局と認められるものを摘発しています。また、不法無線局に用いられるアンテナを搭載している車両所有者等に警告文書による指導を行っています。

② 船舶に設置された不法無線局

海上保安庁の協力を得て港湾内に停泊中のアンテナが搭載された船舶に対し必要な調査を行い、不法無線局と認められるものを摘発しています。

3 違法無線局の取締り(違法無線局:免許されていない電波を使用するなど電波法違反の無線局)

電波監視システム(DEURAS)の活用や現地調査等により違法行為の事実を確認し、法令に基づき所要の行政処分を行います。

電波監視システム(DEURAS)の概要

DEURASは、熊本市内にあるセンタ局と九州管内の48箇所に設置されたセンサ局から構成されています。センサ局は、センタ局からの遠隔制御により、モニター(聴音)したり電波発射源の方位等を測定して、その位置等を特定することができるものです。

混信妨害源の探査概念図

